

主な出来事（2009年1月）

1. 新しい食品添加物の指定

1月も、新たな食品添加物の指定あるいは削除はありませんでした。

現在、次の11品目を指定する準備が進められています。（現在、388品目）

ナイシン（保存料、製造用剤）

イソバレルアルデヒド（香料）

バレルアルデヒド（香料）

2,3-ジメチルピラジン（香料）

2,5-ジメチルピラジン（香料）

2,6-ジメチルピラジン（香料）

2-エチルピラジン（香料）

2-メチルピラジン（香料）

L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）

ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）

ソルビン酸カルシウム（保存料）

ナイシンについて、厚生労働省の食品安全部基準審査課長は、1月22日付けの「食品化学新聞」で「食品中のナイシン分析法についても検討を進めており、これを含めて可能な限り、1月中には告示及び関連通知を出したいと思っている。」としていましたが、1月31日までに告示されませんでした。

L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）、ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）、ソルビン酸カルシウム（保存料）は、現在パブコメ中です。これらは問題なく告示されるものと思われます。

リン酸一水素マグネシウム、ポリビニルピロリドン、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、ケイ酸マグネシウム、サッカリンカルシウム、乳酸カルシウムが内閣府食品安全委員会で審議中ですが、動物実験の追加の指示も出されていて、時間を要するものと思われます。

また、亜塩素酸水については、パブコメ段階の指摘で、不純物としての臭素酸の問題から、分析方法の開発と実態調査にはかなりの時間を要すると思われます。

2. 食品添加物の安全性：マスチック（ガムベース）に安全性上の懸念

先月報告しましたように、既存添加物（天然添加物）でありますマスチック（ガムベース）は、90日反復投与毒性試験と中期発がん性試験がA大学で実施され、問題点が厚生労働省に報告されました。さらに、平成20年度の予算で、1年間反復投与毒性／発がん性併合試験が3年間の予定でB研究所（委託機関）において実施されることになりました。

既存添加物名簿から削除されましたアカネ色素以来の2例目の削除となる懸念が生じて

おります。尚、マスチックは日本食品添加物協会の第4版自主規格にも収載され、「流通実態あり」とされていますが、国内メーカーのガムベースには使用されていないとのことです。

3. 食品添加物の安全性：オゾケライト（ガムベース）に安全性上の懸念

オゾケライト（ガムベース）は、90日反復投与毒性試験において諸臓器における小肉芽腫瘍が観察されたので、国立医薬品食品衛生研究所において、1年間反復投与毒性（慢性毒性試験）が実施され、1月27日から浜松市で開催されました第25回日本毒性病理学会で報告されました。

オゾケライト投与に起因する雄の体重増加抑制、血液学、血清生化学的検査結果、臓器重量の変化から、肝臓、脾臓、肺、腎臓、血液に毒性影響を及ぼす可能性が示されるとのことです。

尚、オゾケライトは日本食品添加物協会の第4版自主規格にも収載され、「流通実態あり」とされていますが、国内メーカーのガムベースには使用されていないとのことです。

4. アガリクス

本年1月29日に開催されました内閣府食品安全委員会において、キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒及びアガリチンを検体とした種々の遺伝毒性試験を検討した結果、生体内において問題となるような遺伝毒性はないと判断されたが、ラットを用いた中期多臓器発がん性試験において認められた発がん促進作用について安全性の評価を行うための追加データは得られておらず、厚生労働省から提出された資料では、データ不足であることから、食品として販売することを禁止することについて、食品健康影響評価を行うことは困難であると結論されました。

しかしながら、厚生労働省から提出された資料において、がんの治療を受けている患者がアガリクスを含む製品を摂取して肝障害が発生した可能性を示唆する事例が確認され、また、本食品には発がんを促進する作用が示唆されるなど、本食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証は得られていないことから、厚生労働省においては引き続き、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な情報を収集すべきであると指摘されました。

同様に、仙生露顆粒ゴールド、アガリクス K₂ABPC 顆粒についても、厚生労働省においては引き続き、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な情報を収集すべきであると指摘されました。

5. リン酸水溶液によるネフローゼ症候群（腎臓病の一つ）の誘発

1月27日から浜松市で開催されました第25回日本毒性病理学会において、摂南大学薬学部の奈良間教授らは、リン酸水溶液（Na₂HPO₄）をSD系ラットに28日間反復投与し、ネフローゼ症候群が誘発されたと報告しました。今後は、病態モデルとして研究対象とされると思われます。

6. スギナの無毒性量

1月27日から浜松市で開催されました第25回日本毒性病理学会において、大阪市立大学の鰐淵教授らは、ミネラルを多く含み花粉症対策に効果が期待されるスギナについて、F344ラットを用いた90日間反復投与毒性試験を実施した結果を報告しました。自然発症病変または偶発所見以外の病変は観察されず、無毒性量 (NOAEL) を求めたところ、無毒性量は3%投与群で (雄: 1790mg/kgbw/day、雌: 1850mg/kgbw/day) であったとのことでした。

ひとまず安全性が確認されたことになりました。

7. ピーナッツバター含有製品のサルモネラ汚染の拡大

米国疾病予防センター (USCDC) およびカナダ公衆衛生局 (PHAC) によりますと、米国の Peanut Corporation of America 社 (PCA) のピーナッツバター及びピーナッツペーストがサルモネラ菌の汚染源となり、それを使用したクッキー、クラッカー、シリアル、チョコレート、アイスクリームが世界の 70 社以上に出荷され、大規模なサルモネラ食中毒が発生しました。米国では昨年 9 月から本年 1 月 20 日までに、米国 43 州で 474 人の患者が発生し、6 名が死亡したとしています。また、カナダでも 1 名の患者が特定されました。

回収対象製品 (Search for Peanut Containing Product Recalls, Information current as of 12 PM February 1, 2009) が WEB に公開されています。

<http://www.accessdata.fda.gov/scripts/peanutbutterrecall/index.cfm>

厚生労働省は、1月30日及び31日に、ホームページに「米国のサルモネラ食中毒関連食品への対応について」を公表しました。

- ・PCA 社のピーナッツ製品を使用し、米国で自主回収が行われている製品についての輸入実績が確認されたため、輸入者を管轄する東京都新宿区を通じて、当該品の販売中止・回収等を指示した。輸入者によると、25 ケース、31kg は自ら保管中、流通先には販売を中止するよう連絡しているとのこと。

製品名: ポップコーン (ピーナッツバター&チョコ)

(PEANUT BUTTER AND CHOCO KETTLE CORN)

製造者: LESSEREVIL BRAND SNACK CO. (所在地: ニューヨーク州タカホー)

輸入者: 株式会社 鈴商

輸入量: (1)237 ケース、294.29kg (2)200 ケース、248.35kg (合計 437 ケース、542.64kg)

輸入届出日: (1)平成 20 年 7 月 16 日 (2)平成 20 年 8 月 6 日

8. コンニャクゼリーに関するカナダの注意喚起

Daiso Store Canada Ltd., (Richmond, BC) が、日本から輸入した「ライチ風味ナタデココ入りコンニャクゼリー」を喫食しないように注意喚起した。(2008 年 12 月 17 日)

Seng Fung Distribution & Marketing Ltd., (Vancouver, BC) が、ベトナムから輸入

した「three Fish ブランド、コンニャク入り Bidrico ココナッツ/フルーツゼリー詰め合わせ」を喫食しないように注意喚起し、輸入業者に自主回収させた。(2008年12月17日),

9. 今月の主な違反事例

- ・ 株式会社オッジ（東京都目黒区）鶴岡工場で製造した「オレンジピール（チョコレート菓子）」に特定原材料「乳」「小麦」「卵」の表示が欠落していたため、同社より自主回収の報告が12月26日に庄内保健所になされたと、1月4日に厚生労働省が公表しました。
- ・ 株式会社オッジ（東京都目黒区）製造した「マロングラッセ ショコラ」（菓子）に特定原材料「乳」の表示が欠落していたため、同社より自主回収の報告がなされたと、1月6日に厚生労働省が公表しました。
- ・ フェアトレードカンパニー株式会社（東京都世田谷区）がインドから輸入した「インド本格派マサラ 50g」（ミックス・スパイス）及び「かんたんチャイ 50g」（スパイス・ティー）は、放射線照射（γ線）の疑いがあるとして自主回収処置がとられたと、1月27日に厚生労働省が公表しました。
- ・ 株式会社中村屋（東京都）が販売した「スパイシーチキン」（レトルトパウチ食品）は、賞味期限を本来の設定より長く記載したとして自主回収処置がとられたと、1月27日に厚生労働省が公表しました。

10. その他

- ・ 中国衛生部は、中国の食品に違法に添加される可能性がある物質を公表しました。
 - スーダンレッドによる唐辛子の粉の着色
 - メラミンによる乳及び乳製品の蛋白含有量の偽装
 - 工業用染料による肉製品等の着色
 - 工業用苛性ソーダによるナマコ、スルメイカ等の水産物の外観等の改善
 - 工業用苛性ホルムアルデヒドによるナマコ、スルメイカ等の水産物の外観等の改善
 - 工業用硫黄による砂糖、砂糖着け、シロキクラゲ等の漂白・防腐
 - 一酸化炭素による水産物の色調の改善 等々17の物質の名称、主要な成分、添加する可能性のある主要な食品と目的などです。
- ・ 2009年第1週、第2週、第3週において、中国産あるいは香港産のビーフンから未承認遺伝子組換え体（BT63、米）が検出されたとして、EUから警告通知あるいは通関拒否通知が発せられています。

以上